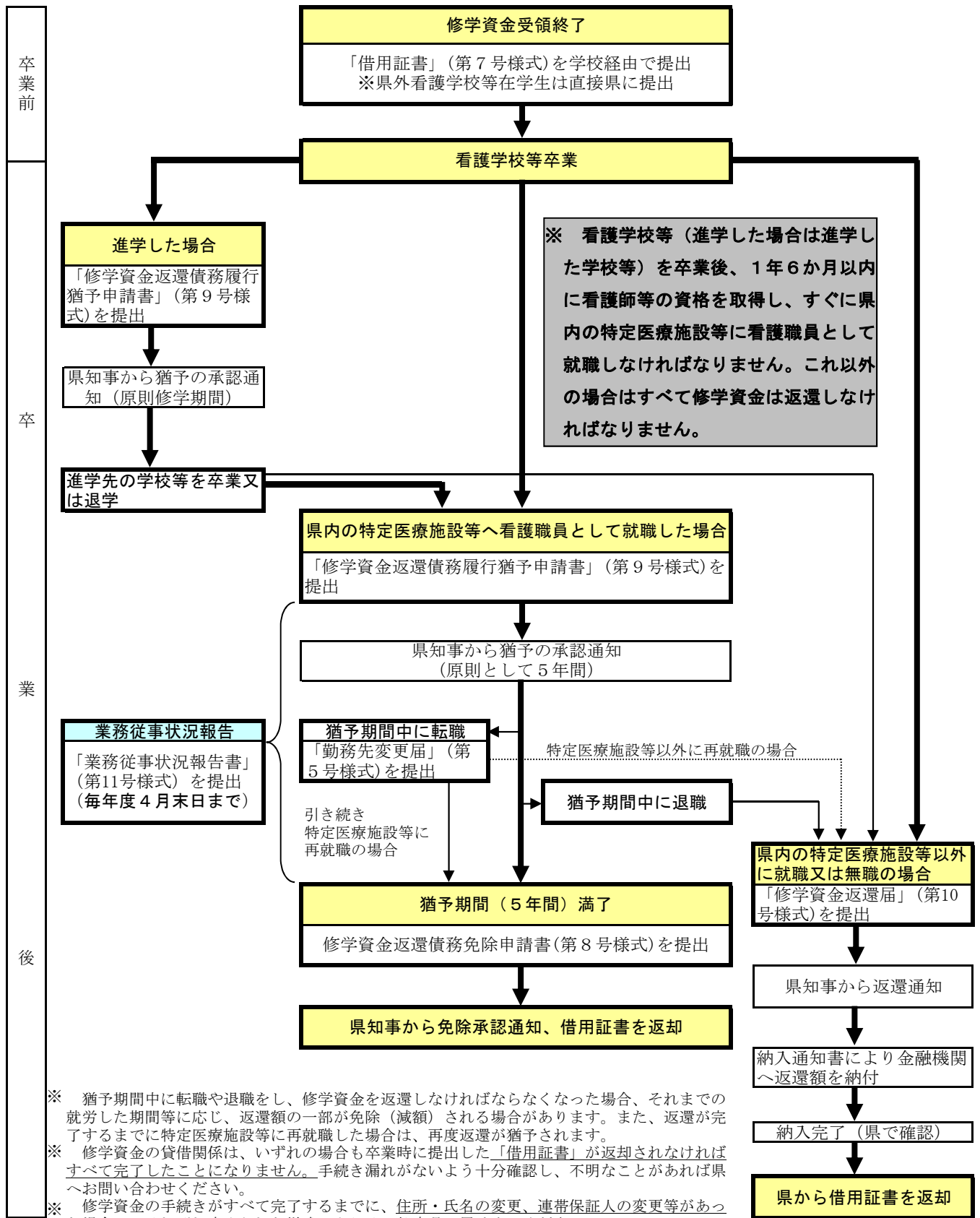


# 卒業からの修学資金の主な手続きフローチャート



※ 猶予期間中に転職や退職をし、修学資金を返還しなくなるとなった場合、それまでの就労した期間等に応じ、返還額の一部が免除(減額)される場合があります。また、返還が完了するまでに特定医療施設等に再就職した場合は、再度返還が猶予されます。

※ 修学資金の貸借関係は、いずれの場合も卒業時に提出した「借用証書」が返却されなければすべて完了したことになりません。手続き漏れがないよう十分確認し、不明なことがあれば県へお問い合わせください。

※ 修学資金の手続きがすべて完了するまでに、住所・氏名の変更、連帯保証人の変更等があった場合は、それぞれ定められた様式によりその都度県へ届け出てください。